

国民健康保険税

国民年金課
☎055(948)2905

平成24年度から

▼4月末納期限を廃止し、納期数を8期にします。

▼保険税率を改正します。

なぜ 税率を見直しするのでしようか？

現在、国民健康保険は多くの高齢者を抱え、保険税の負担能力が低い人たちの加入割合が高くなっていることから、国保財政は全国的に危機的な状況となっております。

伊豆の国市においても直近の2年で、1人当たりの保険給付費は10%上昇したのに対し、1人当たりの保険税は減少しています。

国民健康保険は保険税を主要財源として運営しているため、給付にかかると費用の支払いが深刻な状況となっております。皆さんへ必要最小限の負担をお願いしていかねばなりません。

国民健康保険を健全に運営するため、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

変わります

介護保険料

平成24年度から
65歳以上の介護保険料が変わります

介護保険料は、3年に一度の介護保険事業計画の見直しを行い保険料を決定します。この見直しにより、平成24年度から65歳以上の介護保険料の基準月額が変わります。なお、保険料の基準となる基準月額は、事業計画で平成24年度から平成26年度までの介護サービス給付費の必要見込み量を推計して算定しています。

介護保険料段階は、8段階から11段階に変わり、基準月額は4,700円になりました。



段階	対象者	年間保険料額
第1段階	本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税者または生活保護受給者	28,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	28,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	36,600円
第4段階	世帯全員が市民税非課税者で、第1・2・3段階に該当しない人	42,300円
第5段階	世帯の誰かが市民税課税者で、本人は市民税非課税者で前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	50,700円
第6段階 (基準額)	世帯の誰かが市民税課税者で、本人は市民税非課税者で第5段階に該当しない人	56,400円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	62,000円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	70,500円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	84,600円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	98,700円
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が700万円以上の人	112,800円

※介護保険は各市町村が運営するため、介護サービス給付額や高齢者人口の割合などの違いにより、市町村ごとに介護保険料も異なります。

なぜ 保険料が上がるのでしようか？

主な要因として、要介護認定者の増加による給付費の増加や第1号被保険者の保険料負担割合の20%から21%への変更、4月からの介護報酬単価の改定による増額、介護施設の増加、収入差による保険料格差の是正による細分化などがあげられます。

新しい納期限

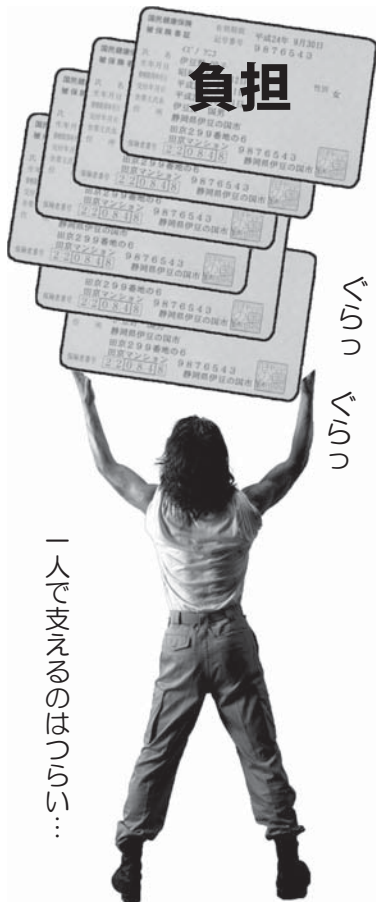
納期	納期限
第1期	平成24年7月31日(火)
第2期	平成24年8月31日(金)
第3期	平成24年10月1日(月)
第4期	平成24年10月30日(火)
第5期	平成24年11月30日(金)
第6期	平成24年12月25日(火)
第7期	平成25年1月31日(木)
第8期	平成25年2月28日(木)

1. 納期限の変更
前年度までの第1期納期限は4月末でしたが、今年度から第1期納期限は7月31日になります。最初の納付書発送は、7月中旬になりますのでご了承ください。

2. 保険税率の改正内容について

区分	課税区分	平成23年度税率	平成24年度税率	増減額
医療保険分	所得割 ※1	4.6%	5.4%	0.8%
	資産割 ※2	10%	5%	△5%
	均等割(1人につき) ※3	19,800円	21,600円	1,800円
	平等割(1世帯につき) ※4	19,800円	21,600円	1,800円
	賦課限度額 ※5	470,000円	500,000円	30,000円
後期支援分	所得割 ※1	2.5%	2.2%	△0.3%
	資産割 ※2	10%	5%	△5%
	均等割(1人につき) ※3	7,800円	7,800円	0円
	平等割(1世帯につき) ※4	7,800円	7,800円	0円
	賦課限度額 ※5	120,000円	140,000円	20,000円
介護保険分 (40歳以上～65歳未満)	所得割 ※1	1.2%	1.2%	0%
	均等割(1人につき) ※3	12,000円	12,000円	0円
	賦課限度額 ※5	100,000円	100,000円	0円

- ※1 所得割とは、基準総所得金額(総所得金額から基礎控除額(330,000円)を控除した後の金額)に税率を掛けた金額です。
- ※2 資産割とは、固定資産税額に税率を掛けた金額です。
- ※3 均等割とは、一人ひとりにかかる金額です。
- ※4 平等割とは、世帯ごとにかかる金額です。
- ※5 賦課限度額とは、世帯ごとにかかる上限金額です。所得割及び資産割、均等割、平等割を足した金額が限度額を超える場合は、限度額が課税されます。



一人を支えるのはつらい...